



## 第30回 理事会議事録

日 時 : 令和2年3月11日(水)

13時30分から15時00分まで

場 所 : 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団会議室



公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団



公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団 第30回理事会議事録

日時 令和2年3月11日(水)

13時30分から15時00分まで

場所 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団会議室

【理事の現在数】 9名

【出席者】

理事 細川 倫史 石羽根 恵子 清水 茂幸 鈴木 清也 鈴木 祐子  
小友 善衛 小野寺 利美 高橋 徹 森川 静子

監事 猿ヶ澤 颯洋 水本 紘一

【欠席者】 なし

【報告事項】

ア 代表理事の職務執行状況について

イ 令和元年度中期経営計画の目標達成状況について

【議決事項】

議案第1号 令和2年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団事業計画について

議案第2号 令和2年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団収支予算について

議案第3号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団臨時的雇用職員就業規程の一部を改正する規程について

議案第4号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団非常勤職員就業規程の一部を改正する規程について

議案第5号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団における個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程について

議案第6号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団の情報公開に関する規程の一部を改正する規程について

議案第7号 第19回公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団評議員会の開催について

【議事の経過】

1 開 会

2 出席理事数の報告

出席理事数 理事9名中出席9名

3 理事長あいさつ

本日は、来年度に係る事業計画や予算等についてご審議よろしくお願  
いします。なお、現在流行している新型コロナウイルスについては、先  
が見通せない状況にありますが、事業団としては県や関係機関との連携  
を図り、利用者の安全安心・感染防止のために可能な限り必要な措置を  
講じ、対応して参ります。いついかなるときにあっても、適時適切な対  
応とサービスの向上に努め、職員一丸となって各種事業の推進と施設の  
運営に努めて参ります。

#### 4 議 事

##### (1) 報告事項

細川理事長

##### ア 代表理事の職務執行状況について

(報告事項)

- ・ 評議員会で承認された事業計画及び事業予算の執行・実施に関する業務権限について
- ・ 規程等の運用・実施に関する業務権限について
- ・ 職員の人事及び組織管理に関する業務権限について
- ・ 財産の管理に関する業務権限について
- ・ 災害等危機管理の実行に関する業務権限について

(特記事項)

- ・ 想定外の新型コロナウイルスの流行と台風19号被害等により利用者数及び利用料収入の減少が避けられない状況にあること。それらの危機管理対応については適切に行っていること。

質 疑

なし

##### イ 令和元年度中期経営計画の目標達成状況について

(報告事項)

- ・ 中期経営計画目標値に対しての達成状況とその要因について
- ・ 次年度以降の目標値等の見直しについて

(特記事項)

- ・ 説明に先立ち、新型コロナウイルスに伴う影響が大きいことから、事業の中止や受入制限等、事業団が実施した対応について時系列順に報告があったこと。

質 疑

なし

##### (2) 審議事項

議案第1号～2号

議案第1号 令和2年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団事業計画について

議案第2号 令和2年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団収支予算について

質 疑

鈴木清也理事

新設されるボルダリング場の利用料金については、どういった料金体系となるのでしょうか。時間や面数に対してなのか、人数に対してなのでしょうか。

小野寺施設課長

まず、既存のボルダリング場については、1時間当たりの面数に対しての料金体系のみを設けていました。現在行われている県議会での承認事項ではありますが、新ボルダリング場整備以降は、個人利用に対して

の料金体系が追加される予定です。

鈴木清也理事

つまり貸切利用料と個人利用料の2種類の料金体系が設定されることとなるのでしょうか。

高橋事務局長

お見込みのとおりですが、まず貸切利用を受け、その次に貸切がされていない部分に対して個人利用が行えるといったイメージが良いかと思えます。

清水茂幸理事

では現在の陸上競技場の利用方法と同じイメージでしょうか。

小野寺施設課長

お見込みのとおりです。

鈴木祐子理事

ボルダリング競技はスポーツとして敷居が高いイメージがあります。競技レベルに応じた貸出方法等、何かルール化されているのでしょうか。また、初心者向けの対応は何かされているのでしょうか。

小野寺施設課長

既存のボルダリング場と練習場については、比較的誰でもチャレンジ可能な難易度の設定をしています。大会等の場合は、難易度を高く設定し、通常利用時は再度元に戻しています。新設されるボルダリング場についても同様の運用方法を計画しています。また、登はん競技場全般については基礎技術を学ぶ認定講習会を開催し、認定証が交付されなければ利用ができないルールを設けているので、利用者は十分安全に使える施設となっていると思います。認定証を持たない方や初心者向けには、体験教室等の事業を実施しています。

鈴木祐子理事

先ほどのとおり、ボルダリングにはどうしても難しそうなおイメージがありますが、体験教室は指導者も付くでしょうし、競技人口の裾野を広げるためには重要だと思います。今後、回数も出来る限り増やしてみたいかでしょうか。PR活動も積極的に行うべきだと思います。

小野寺施設課長

岩手県山岳・スポーツクライミング協会でも独自で様々な体験イベントを行っているようなので、そちらともタイアップしながら積極的に初心者向けの事業を展開していきたいと思います。また、ボルダリングの競技人口ですが、現在、運動公園では1,400人程度で、そのうち700人程度が各団体に属する等、定期的に利用されています。新ボルダリング場が出来ればさらに人気広がっていくものと思います。

高橋事務局長

回数の増についても、ご意見として検討していきたいと思えます。

鈴木祐子理事

ちなみにボルダリング場の利用者は若年層が圧倒的でしょうか。

小野寺施設課長	70歳を超える方や夫婦で使われる方もいらっしゃいます。今後は勤労世代も視野に入れて、更に利用していただくよう工夫していきたいです。
鈴木清也理事	個人利用が新たに追加されるのであれば、指導員が常駐するのでしょうか。ボルダリング競技は危険度が高いスポーツだと思うので、何かしらの安全対策が必要であると思います。
小野寺施設課長	指導員の常駐はありませんが、個人利用は2名以上のグループから利用可能とするルールを設け、認定証の保持者同士でお互い声を掛け合いながら利用していただくことで安全性を確保できるような仕組みにしたいと思っています。監視カメラも設置予定ですので、危険な利用方法が分かれば、速やかに職員が現地へ指導に行く体制を計画しています。
水本絃一監事	来年度予算の内容については問題ないと思いますが、新型コロナウイルスによる影響が長期にわたって波及した場合、県に対して何かしらの協議が可能な協定となっているのでしょうか。
高橋事務局長	基本協定書上は、想定外の案件について、県との協議が可能であることは盛り込まれています。しかしながら、すでに次年度初めの4月時点でも少なからず影響を受けることが判明しています。事業団としても執行状況を逐一確認し、適正な予算管理に努めていきたいと考えています。
水本絃一監事	やはり新型コロナウイルスの影響が財政面においても心配ですので、その場合、ぜひ県と頻繁に協議するよう要望します。
高橋事務局長	そのように努めていきます。
鈴木祐子理事	新型コロナウイルス対策として、青少年の家は3月中の全面受け入れ中止をされたようですが、他施設についてはどのような状況でしょうか。
高橋事務局長	まず、県と協議を行った上で、受託事業および自主事業等の全てのイベント類は全て中止としました。その後、青少年の家については、県内の学校が休校措置をしたということから、併せて研修受け入れも中止とした、という運びです。体育施設については、あくまで利用者個人や団体の希望を受けての貸出であることから、今のところは制限をしていません。しかしながら、大きな大会等は、すでに主催者側からのキャンセルの申請が幾つかみられています。もちろん県が今後、方針を新たに決定した場合は、事業団としても速やかにそれに従いたいと思います。
鈴木祐子理事	では、体育施設については利用される方も多くいることと思いますが、消毒液の設置等の対応はされているのでしょうか。

高橋事務局長	各施設においては、ただちに消毒液や注意喚起の掲示物等を適宜配備したところです。また、窓を開けて利用するように等、職員による口頭での注意喚起も積極的に行っているところです。
採決	議案第1号及び議案第2号については、原案どおり満場一致で承認された。
議案第3号～4号	議案第3号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団臨時的雇用職員就業規程の一部を改正する規程について 議案第4号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団非常勤職員就業規程の一部を改正する規程について
質疑	なし
採決	議案第3号及び議案第4号については、原案どおり満場一致で承認された。
議案第5号～6号	議案第5号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団における個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程について 議案第6号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団の情報公開に関する規程の一部を改正する規程について
質疑	なし
採決	議案第5号及び議案第6号については、原案どおり満場一致で承認された。
議案第7号	議案第7号 第19回公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団評議員会の開催について
質疑	
鈴木清也理事	評議員会会長の選出について詳しく教えていただけないでしょうか。
小友総務企画課長	前回の評議員会は、会長を含め評議員の改選時期だったため、現在まで会長が不在となっていました。今回の評議員会において、新たに選任された評議員の方々も同席のうえ会長を選出してもらいます。
清水茂幸理事	当日他の理事会出席のため、欠席する運びとなると思います。
小友総務企画課長	承知しました。
鈴木祐子理事	新型コロナウイルスの影響について、今後の状況次第では、評議員会

の書面決議等は検討していますか。

高橋事務局長

決議の省略は可能です。万が一そのような場合は、臨機応変に対応していきたいと思います。

採決

議案第7号については、原案どおり満場一致で承認された。

5 その他

事務局

陸上競技場2種公認改修工事について

- ・ 2種公認の概要、改修工事の具体的内容等について
- スポーツライミング競技場第1ボルダリング場について
- ・ 施設概要、完成予想図、貸出方法、料金設定等について
- 第31回理事会の臨時開催（R2.3.19）について
- ・ 重要な使用人の選任についての審議であり出席を願うもの。

質疑

猿ヶ澤顕洋監事

完成予想図の写真をみると、既存の登はん競技場付近にあるトイレが無いようにみえますが、取り壊すのでしょうか。

小野寺施設課長

移設を行います。

6 閉会

上記記載に相違ないことを認める。

令和 年 月 日

理事長

細川倫史



監事

猿ヶ澤顕洋



監事

水本 祐一



Handwritten mark or signature at the bottom left of the page.

